

【標準問題】

③ 以下の史料A～Cを読み、それぞれの問い合わせに答えよ。 (配点30点)

A

定 a 山下町中

一、b 当所中、樂市として仰せ付けらるるの上は、諸座・諸役・諸公事等、悉く免許の事。

一、往還の商人、c 上海道はこれを相留め、上下とも当町に至り寄宿すべし。

一、d 分國中徳政これを行うといえども、当所中免除の事。

問1 空欄 a に入る地名を記せ。

問2 下線部 b の意味として正しいものを次の1～4のうちから1つ選べ。

1 この城下町を樂市にすることにしたので、城下町における座、労役、公事は許可制とする。

2 この城下町を樂市にすることにしたので、城下町は無座で、住民のいっさいの税は免除となる。

3 この城下町を樂市にすることにしたので、城下町の住民の身分に上下はない。

4 この城下町を樂市にすることにしたので、営業活動上の争いをしてはならない。

問3 下線部 c はのちに何と呼ばれるか。次の1～4のうちから1つ選べ。

1 東海道 2 中山道 3 甲州街道 4 日光街道

問4 下線部 d の意味として正しいものを次の1～4のうちから1つ選べ。

1 徳政令が出されても、この城下町の町人の債権は破棄されない。

2 徳政令が出されても、この城下町では自由な営業活動が認められる。

3 徳政令が出されても、この城下町では関税が免除される。

4 徳政令が出されても、この城下町の町人は信仰の自由が認められる。

問5 史料Aの命令を出した人物の名前を記せ。

B

右今度御検地に相定むる条々

- 一、e の棹を以て、五間六拾間、f 歩 壱反ニ相極むる事。
- 一、田畠 並 在所の上中下見届け、斗代相定むる事。
- 一、口米壱石ニ付いて貳升宛、其外役夫一切出すべからざる事。
- 一、h を以て年貢を納所致すべく候。売買も同じ升たるべき事。
- 一、年貢米五里、百姓として持届くべし。其外ハ代官 給人として持届くべき事。

問6 空欄e に入る語句を次の1～4のうちから1つ選べ。

- 1 六尺 2 六尺一寸 3 六尺二寸 4 六尺三寸

問7 空欄f に入る漢数字を記せ。

問8 下線部gにある「斗代」の説明として正しいものを、次の1～4のうちから一つ選べ。

- 1 軍役の算定基準となる土地の等級に応じた反(段)当り標準貫高
- 2 地価の算定基準となる土地の等級に応じた反(段)当り標準収益額
- 3 段錢の算定基準となる土地の等級に応じた反(段)当り標準収入額
- 4 石高の算定基準となる土地の等級に応じた反(段)当り標準収穫高

問9 空欄h に入る語句を記せ。

問10 史料Bの時期の検地に関する記述として誤っているものを、次の1～4のうちから一つ選べ。

- 1 検地により村内田畠と屋敷地の面積、および収穫高(村高)が確定した。
- 2 検地は、各在地の名主にその報告を命ずる指出検地の形をとった。
- 3 検地帳には、一地一作人の原則の下、直接耕作者が名請人として登録された。
- 4 検地により石高制が確立し、各大名は知行地の石高に見合った軍役を負担した。

C

一、諸国百姓、刀、わきざし脇指、弓、やり、てつはう、其外武具のたぐひ所持候事、
かたくちょうじ堅御停止候。その子細は、入らざる道具をあいたくはへ、i・所當を
 難渋せしめ、自然jを企て、kにたいし非儀をはたらきをなす
 やから、もちろん御成敗あるべし。(略)

一、右取(儀)をかるべき刀、脇指、ついえにさせらるべき儀にあらず候の間、今
 度1大仏御建立くぎの釘、かすがひに仰せ付けらるべし。然れば、今生こんじょうの儀は
 申すに及ばず、来世までも百姓たすかる儀に候事。

問11 空欄iに入る語句を記せ。

問12 空欄jに入る語句を記せ。

問13 空欄kに入る語句を次の1~4のうちから1つ選べ。

- 1 国人 2 地頭 3 莊官 4 紿人

問14 下線部1の「大仏」が建立された寺院名を次の1~4のうちから1つ選べ。

- 1 興福寺 2 東大寺 3 方広寺 4 大徳寺

問15 史料Cと同じ年の事項を次の1~4のうちから1つ選べ。

- 1 海賊取締令の発令 2 九州に惣無事令発布
 3 秀吉の関白就任 4 バテレン追放令の発令